

# 公認会計士の継続的専門研修制度について

吉盛 一郎\*

## A Study on the Continuing Professional Education System for CPAs

Seiichiro YOSHI

### 1. はじめに

1998年7月6日に、日本公認会計士協会会長に就任した中地 宏氏は、財務諸表監査に対する内外の信頼回復のためには、「監査業務の質的向上と品質管理レビュー制度の的確な運営を図ることと、継続的専門研修制度を充実させること」が日本の公認会計士協会には求められているという(JICPAジャーナル [1998-8]、5頁)。

公認会計士は、企業が作成した財務諸表を監査し、監査意見を表明する。監査意見には、「適正意見」、「限定意見」、「不適正意見」の三種類がある。公認会計士の表明する意見は、企業の作成する財務諸表の程度を明らかにし、保証することにある。公認会計士が保証する財務諸表の信頼性は、程度に応じて三段階に別れて、異なる監査意見が用意されている(鳥羽 [1994]、365頁)。

一番高い保証水準が「適正意見」であり、一番低い保証水準が「不適正意見」、そして両者の間に位置する保証水準が「限定意見」である。

昨今の金融機関の倒産事例においては、公認会計士の「適正意見」が表明されたものもあり、当該企業の財務諸表に一番高い保証をなした監査意見を述べているにもかかわらず、短時間で経営破綻したことに對して、社会は大きな疑問を投げかけている。海外の雑誌においても、日本ではじめて株主が監査法人を訴えたという記事が掲載されている(Accountancy [1998]、7頁)。

また一方で、経済環境が激しく変化しているので、公認会計士に対する社会の期待も大きく、時代に相応した監査制度が求められている(JICPAジャーナル [1998-8]、5頁)。

日本公認会計士協会は、公認会計士制度50周年を機に、

産業界発展に貢献する「21世紀の公認会計士像」を社会に如何にアピールするかということから、その一環として1998年4月から継続的専門研修(CPE)制度を導入することにする(JICPAジャーナル [1998-4]、15頁)。

本稿では、継続的専門研修(CPE)制度の意義、目的、内容、国際会計士連盟の国際教育ガイドライン(案)と我が国のCPEとの比較、そしてCPEと職業倫理について述べていくことにする。

### 2. CPE制度の意義

CPE制度導入の経緯について述べると、1964年2月3日付けで、公認会計士資格取得後、資質向上のために継続的専門教育が如何にあるべきかについての公認会計士審査会からの諮問に對して、公認会計士制度委員会は公認会計士継続研修制度の必要性やその概要、それを実施する場合の検討事項などについての答申書を提出している。

その骨子はほとんど現在のCPE制度の内容に生かされている(JICPAジャーナル [1998-4]、14頁)。

海外ではすでにこの制度を実施しているところも多く、AICPA(米国公認会計士協会)は会員にCPEを強制し、会員資格登録更新の一つの条件にしている。AICPAはパブリック・プラクティス(公開企業の監査)を行なっている会員とそうでない会員とに分けて実施しており、日本でも、税務だけを行なっている会員と監査を行なっている会員という分け方も必要ではないかと言う見解もある(JICPAジャーナル [1998-4]、15頁)。

日本でCPE制度が必要とされながら、なかなか制度化されなかった理由には、会員がこの制度を本当に必要だという理解を持っているかということ、現行会則の変更を伴

\* 宇部工業高等専門学校経営情報学科

うことや経費がかかるということ、そして事務局を設置しなければならないこと等がある。

会計士協会は会員にアンケート調査等を実施して、具体的なところを聞いたりして、50周年を節目としてCPE制度を取り入れることになる。

また、公認会計士審査会による10項目の提言の一つにCPE制度がある。1997年4月、公認会計士審査会は「会計士監査の充実に向けての提言」を公表する。

この提言の背景には、社会、経済の多様化、国際化の中で、会計士監査が、拡大し高度化する監査上のニーズに十分に応えることができないことがあり、会計士監査の一層の充実を求めることにある。同審査会は以下の10項目について提言をする（JICPA ジャーナル [1997-7]、5頁）。

- ① 高度化する監査上のニーズに対する積極的関与
- ② 監査役監査・内部監査との相互補完
- ③ 監査を義務づけられていない企業の内部統制整備等への貢献
- ④ 監査の品質管理基準（クオリティコントロール）の整備と実務への反映
- ⑤ 監査実務指針の体系的整備
- ⑥ 外部の専門家の活用
- ⑦ 監査報告書の情報提供の拡充
- ⑧ 監査法人、会計士の監査に対する事後的審査の実施
- ⑨ 継続的専門教育（CPE）制度の実施
- ⑩ 会計士界の活動に対する開かれた議論の推進

以上の10項目は、公認会計士審査会のもとで公認会計士監査懇談会が設置され、公認会計士による監査の対応の仕方について検討された上での報告を同審査会は公表する。

同審査会からの提言の一つに、銀行等監査について一般の監査水準では不十分であり、特殊な知識を持っていないければ監査ができないこともあるので、知識を高め、監査上の技術を向上させてほしいということがある。同審査会からの提言は基礎的な研修というより高度な研修の必要性を求めている。

公認会計士協会は相当以前からCPE制度について導入すべく研究してきたので、懇談会で提言されたから同協会が導入したのではないとする（JICPA ジャーナル [1998-4]、16頁）。

## 2. CPE制度の目的

公認会計士には経済社会の発展への貢献が課題として求められているので、時代、環境、その中で要請される事柄に対して、自己の能力を十分発揮して、社会的な要請に

応えていくことが公認会計士の役割だということ。

CPE制度の目的については、以下、公認会計士協会の幹部の発言をみていくことにする（JICPA ジャーナル [1998-4]、16頁）。

会計士各自は自己研鑽を積んで、時代の社会的要請に応えていくというのが基本であり、CPEを制度化することによってより効果的に質の高いサービスが提供できるかがCPE制度のねらいと考えられている。

自己学習が基本にありながら、同協会が制度化することの目的は各会員の体系的な学習を手助けするということと、会計士としてのサービスの質が社会から信頼しうる内容として保証されるものにするということである。

1万人強の公認会計士の資格を持つ人たちが社会的な要請に十分応えられる能力を同様に有しているとはいえないという。

経済環境の変化が非常に激しく、社会的な変動の中で会計士に対するニーズが非常に多様化しているが、会計士はそのニーズに対応していかなければならない。

会計士の監査業務において、銀行等の金融機関に参与している会計士会員、商社を専門とする会員と流通を専門にする会員とでは経験が違い、その業務で要求されることも違っている。

同協会でCPE制度を導入することによって、客観的に社会や顧客は、会計士がいろいろな分野で非常に高度な学習をしており、また専門的な知識を持ち、経験を積んでいることを知りうる状況になると、社会も会計士の提供するサービスに対して信頼を持つようになる。従来のように、自己研鑽だけでは特定の会計士を雑誌や講演会などを通じて口コミで知ることができるが、すべての会計士がどのような状況になっているかわからない。

CPEを制度化すると、各会計士は体系的学習の支援を受けることになり、会計士としての使命や職責を全うし、監査業務の質的向上を図り、社会に対して質の高いサービスを提供し信頼を得ることになる。

## 3. CPE制度の内容

### ① 参加方式について

会計士の継続的専門研修（CPE）においては、会計士会員は強制参加ではなくて、会計士協会の監督下における自発的参加ということである。

同協会で、アンケート調査を行なった結果、強制参加には多くの会員に拒否反応があったという。自己研鑽が主体であることから、協会は自己参加方式にして、協会で記

録をとることになっている。各会員に指導もないという。

海外では強制参加方式をとる国が多く、AICPA(米国公認会計士協会)では、上記のように、会員資格登録の更新に必要である。米国では公開企業の監査に関与している会員は3年間で、120時間、非公開企業の監査に関与している会員は90時間と区別している。1年間単位ではなく3年間で何時間としているところが、日本では1年間で40時間を義務づけていることとの違いがある。日本ではすべての会員に同時間の研修を求めている。

世界は強制参加になっており、国際監査基準という国際化の中で、日本もいずれ強制参加にになっていくと思われる。研修費は自己負担となっている。協会内に「継続的研修制度協議会」が設置されて、それが中心となって運営を行なっていくことになる。(JICPA ジャーナル [1998-4]、17-19頁)。

## ② 研修について

研修方法には集合研修と自己学習がある。集合研修としては会計士協会本部主催の研修、地域会主催の研修、会員事務所や監査法人主催の研修、税理士会や弁護士会主催の研修、そして学会研修等が挙げられている。

自己学習には、論文を読んだり、著書の執筆をしたり、セミナーや大学の講師を務めることなどを含めている。

協会の機関誌「JICPA ジャーナル」のCPE指定記事を読むことによって、履修単位の認定が行なわれることになっている。CPE指定記事については、継続的専門研修制度の実施計画によると、1年間で年間目標履修単位40単位の半分ぐらいは履修できることになる。

履修単位は1年間で40単位とする。米国では3年間で120単位、CPEの実施国でも大体年間40単位ぐらいということで我が国でも1年間で40単位を採用することになる。1単位は集合研修の参加では1時間をいう。自己学習の場合、CPE指定記事を読むことによって、頁数によって1単位以上の単位を履修できる。

自己学習について、現在「JICPA ジャーナル」誌だけにCPEのシンボルマークがついているが、将来的には協会の評価委員会が認定した他の認定図書にも付けることになっている。

集合研修に関しては、会計士の資質の向上を図るものであれば、定期総会への参加、協会での委員会活動、パソコン研修、クライアントに対するプレゼンテーションなども含められると協会幹部は考えている(JICPA ジャーナル [1998-4]、21頁)。

1998年度の場合は、通常研修会で、国際会計基準3単位、学校法人会計の監査3単位、また随時研修会で、中間連結財務諸表の作成基準、連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準等で2ないし4単位を履修できるという。この統一研修会や特別研修会たとえば、地方自治体の外部監査や国際業務セミナーなどに参加することによって総計で20単位から30単位は取得できるという。あとは「JICPA ジャーナル」誌のCPEマークのついた記事を毎回読むことによって40単位はすぐ取れると協会幹部は述べる(JICPA ジャーナル [1998-4]、27頁)。

## ③ カリキュラムについて

公認会計士の中には、監査業務中心の会員、税務中心の会員、そしてコンサルティング中心の会員がいる。協会としては広く網羅的にカリキュラムを用意する。

協会は大分類して「職業倫理・法制度」、「会計」、「監査」、「税務」、「コンサルティング」、「公会計」、業種によって業界の法規や会計慣行が相違している場合の「業種別」等の分野を考えている。

小分類として研修項目があり、たとえばデリバティブという「研修項目」には「デリバティブの機能と取引の開示」や「先物取引の意義と仕組み」等の研修内容と履修単位が記載されている。

会員は全カリキュラムを履修する必要はなくて、どの分野を履修するかは各会員が決めることになっている。全分野について教材を協会が用意していない。

カリキュラムは、分野を網羅していて、どこの分野を履修すると何単位が取得できるという目安にしかない。

AICPA(米国公認会計士協会)はカタログを作っており、集合研修の内容や他団体の研修内容等が掲載されている。カタログを見て年間の単位取得計画も立てやすく、単位の取り方、申告方法等がわかりやすくなっているという。

会員は「JICPA ニュースレター」のCPEの案内を必ず読むということである。その案内の中で情報提供をしていくことになる。

集合研修の実施計画について、本部主催のものや地域会主催のものは公表されることになっている。

## ④ 履修の申告方法

会員は協会が用意している資料に、どの研修会に参加したか、自己学習としてどんな著書を読んだか、またどんな論文や単行本を書いたかという形で申告することになる。

協会主催の研修会は、カードリーダー(IDカード)を使

って自動的に参加実績として認識してもらえるので、会員はその研修については申告書に記載する必要はない。

申告に関して、会員は半年ごとに申告書を協会に提出する。4月から9月までの半年間に履修したものについては、10月1日から10月31日までの1ヵ月間で申告する。10月1日から翌年の3月31日までのぶんについては、4月1日から4月30日までに申告する。

申告書を作成するときに、研修コードがあるものはそれを用いて、ないものは空欄にして協会に審査してもらうことになる。記載様式については「JICPA ニュースレター」で公表される。

#### ⑤ 監査法人所属会員について

監査法人所属の会員は多数おり、東京・大阪地区で全会員の約半分を占める。その会員全員に対しては協会主催の研修会では場所、回数等から対応できないということで、各監査法人の研修をCPEの履修単位として認定しようと協会本部は考えている。

監査法人での研修内容も、本部主催の統一研修会や通常研修会の研修項目と同じものを行なってもらえることになる。監査法人が行なった集合研修については、履修結果を本部に報告することになる。

監査法人所属の会員は、自己学習のぶんは申告するが、監査法人が行なった集合研修については、監査法人から報告することになっているので、確認だけですみ、申告する必要はない。

監査法人については検討中の事項もあるので「JICPA ニュースレター」で定期的に情報が公表されることになっている。

#### 4. 国際会計士連盟の国際教育ガイドライン(案)と我が国のCPEとの比較

国際会計士連盟の公開草案は、継続的専門教育に関して46項目からなるものである[JICPA ジャーナル No. 513, 29-35 頁]。目次をみると、序文(1項-9項)、継続的専門教育プログラムの目的(10項-15項)、適当な課題領域(16項-19項)、継続的専門教育への最低限の個人的義務(20項-28項)、要件としての強制的参加継続的専門教育(29項-34項)、継続的専門教育の監視(35項-40項)、逸脱に対する制裁(41項-44項)そして結論(45項-46項)という内容である。

序文の1項において、国際会計士連盟は加盟団体(日本公認会計士協会も加盟団体)に、会計士の専門能力を維

持し改善することや業務の質に関して社会の期待に応えるように、効果的な継続的専門教育プログラムを設定し運営することを勧告する。8項においては、会計士には生涯を通じて能力を維持することが求められるとする。このことは国際会計士連盟の倫理規定第16項において明記されている。「会計士は、正当な注意、能力及び勤勉さをもって専門的業務を実施しなければならず、クライアントが最新の実務、法令及び技法に基づく専門的サービスの利点を享受することを保証するために必要な水準の専門的知識及び技能を維持する継続的義務を負う。」(国際会計士連盟 [1992]、13頁)

この倫理規定にあるように、会計士は増大する知識の要求に直面している。たとえば、4項では、会計士に会計基準及び監査基準の変更、営利企業、非営利組織体及び政府事業体に影響を与える新たな法律や規則の制定、そしてますます複雑となる税法についての学習を求めているのである。また、コンピューター及びインターネット等の関連した電子通信システムや金融商品についての知識も求める。

5項においては、会計士は財務諸表及び監査の質に関して増大する社会の期待に応えなければならないとする。

9項においては、各協会の倫理関連文書や国際会計士連盟の倫理規定に対して各会計士は注意を引くことが有用であるとする。

10項では継続的専門教育プログラムの目的について規定する。加盟団体は以下のような継続的教育プログラムを設定して運営し、あるいは他の方法で利用できるようなしなければならないとする。会計士会員は専門知識及び専門的熟練を維持し、改善すること、クライアントに最新の業務、法令及び技法に基づく有能な専門的サービスを提供することそして、会員が専門知識と専門的熟練を保持しているという合理的保証を社会全体に対して提供することとしている。

15項においては、会計士が専門知識を維持し、改善することは、CPEプログラムの重要な目的であるとする。一方、クライアントは、会計士が業務を効果的に、また効率的に実施することを期待し、また経済環境の変化があるときはクライアントへの指導を期待している。日本のCPE制度も同様の内容である。

次に述べるものから日本のCPE制度の内容とは違ってくる。

20項では、加盟団体は継続的専門教育の範囲について合理的なノルマを設定しなければならないとし、またノルマを評価するに当たっては、組織的学習活動のみを考慮し

なければならないとする。組織的学習活動は日本の CPE 制度における集合研修と同様な内容である。

まず、会員は、毎年、最低 30 時間、あるいは 3 年間で最低 90 時間の組織的学習活動に参加しなければならない。

23 項で、「組織的学習活動」とは、会計士会員が専門的知識や一般的知識を得ようとして行なう活動をいう。たとえば、加盟団体や監査法人が開催する講座、会員の個人的研究プログラム（通信講座、コンピュータ化されたプログラム等）であって、合格証を用件とするものや、会議、討議グループなどにおける報告者や出席者も含まれるとする。

25 項で、非組織的な学習活動たとえば機関紙の購読や財務及びビジネスの出版物の定期購読は、組織的学習の最低時間に追加すべきものと考えている。日本の CPE 制度においては、協会の機関紙「JICPA ジャーナル」の指定記事を読めば、自己学習として履修単位になる。

29 項では継続的専門教育の強制的参加について定める。加盟団体は会員に対して、会員資格の継続のためには最低限の時間の継続的専門教育を受けなければならないとする。日本の CPE 制度は会員の強制的参加の研修ではなくて自発的な学習と考えているのとは違いがある。

32 項で、自発的参加継続的専門教育システムのもとでは、各会員が組織的学習に参加するか、また、どの程度参加するかは各会員の裁量に任せられているので、十分な継続的専門教育を受けることにはならないとする。任意のプログラムでは会計士が専門職業として継続的専門教育を受けていることや専門的能力を有していることを社会全体に対して訴えることができないという。

33 項で、公認会計士協会の監督下にある自発的参加の継続的専門教育は、ある程度は認められるが、継続的専門教育プログラムの目的を十分には達成しないという

36 項で、加盟団体は継続的専門教育プログラムを開発するに当たって会員の参加と、組織的学習活動の質を評価するための委員会を設置しなければならないとする。

41 項では、加盟団体は強制的継続的専門教育から故意に逸脱する会員には、資格の剥奪および実務を行なう権利の取消しをガイドラインにおいて明文化するように求める。

日本の CPE 制度にはない規定である。この規定に対して日本公認会計士協会は、原則的には賛同できないとする。各加盟団体には固有の法制度があり、事情があつて、そのなかで最善の努力を続けていることを理由にして強制参加方式もとらず、資格剥奪規定の明文化にも反対を表明する。

(JICPA ジャーナル [1998-4]、36 頁)。

## 5. CPE と職業倫理

日本公認会計士協会は CPE の自己学習として「JICPA ジャーナル No.518」誌に掲載されている「国際会計士連盟の倫理規定」を学習することによって 4 単位の履修を認める。

国際会計士連盟の大きな目的は、「調和された基準により、整合性を持った世界的な会計職業を発展、向上させることである」とし、また各構成団体は国際会計士連盟が制定した基準及びガイドラインを基礎として倫理規定を定めることで合意しているとする。

日本公認会計士協会には業務上の規律・監査意見に関する規律・会員間の規律等の規律規則はあるが、少々抽象的過ぎる規定もあるので、より具体的な行動指針としての倫理規定を設けなければならないという (JICPA ジャーナル [1998-9]、4-5 頁)。

その点、国際会計士連盟の公表する倫理規定は、具体的な行動指針を提示する。

日本公認会計士協会が「JICPA ジャーナル」誌に掲載した会計士連盟の倫理規定を履修単位と認めたのは、会計士会員に具体的な行動指針を提示して、会員に「独立性を堅持し、厳正なる監査」を行なうという職業倫理を国際会計士連盟という職業倫理（具体性がある）と同様のものを期待しているからと思われる。

同協会は自己学習においてだけでなく集合研修においても随時、具体的な事例に基づいた職業倫理研修を取り上げていく必要があると思う。

## 6. 結びにかえて

我が国の公認会計士は、継続的専門研修 (CPE) において監査技術、コンサルティング技法そして職業倫理等について研修を受ける必要があると思う。

米国においても会計士や会計に関わる人々の倫理問題があり、AICPA は公認会計士の職業倫理の問題を 1917 年には委員会でも取り上げている (E. John Larsen [1994]、pp. 1-2)。

ところで、米国では CPE に関して 1950 年代には最初の動きがあり、1971 年以降に各州で徐々に AICPA の要請が取り入れられていく (滝田 [1996]、122 頁)。AICPA は当初、CPE は開業している会計士には強制し、政府・教育界・産業界に働く会員には強制してはいない (渡辺 [1996]、125 頁)。AICPA は 1990 年 1 月に CPE を有資格者全員に強制適用にする。AICPA の CPE プログラムで使用する教材、セミナー講師、および講演者に対する評

価は非常に高いといわれる(中地 [1993]、65 頁)。

例として AICPA による CPE コースの「コンサルティング技法」は朝 8 時から夜おそくまでの研修が 1 週間続き、研修の殆どはケーススタディーという。受講生を少人数に分けて行なわせ、講師は大手会計事務所が開発したノウハウを公開し、メンバー全体のレベルアップを図るという。そして受講後 CPE 受講時間取得を証する AICPA の履修証書を得ることになる(JICPA ジャーナル [1998-4]、152 頁)。これが資格更新の証書となっていく。

日本の CPE 制度は強制参加方式ではなく自発的参加の研修を、また研修も自己学習研修を基本的に考えているが、果たして会員のレベルアップにつながるのか疑問を持たざるを得ない。

日本公認会計士協会は、昨今の公認会計士監査に対する批判が 50 年の歳月をかけて育てきた制度を、多角的に見直す必要があるとするならば、国際会計士連盟の国際教育ガイドライン(案)の勧告どおりに、強制的参加方式を取り、資格更新の条件にする強い姿勢を各会員や社会に示してほしいものである。

また、CPE の内容に関してはケーススタディを用いた少人数での監査技術やコンサルティング技法等の研修、そして職業倫理の研修を提言したい(吉 [1998]、14 頁)。社会は会計士に対して法律・基準や規則の遵守はもちろんのこと、「独立性を堅持し、厳正なる監査」を行なうという職業倫理を強く求めているのである(JICPA ジャーナル [1998-9]、4 頁)。

21 世紀に向けて、経済社会のグローバル化に伴ない、国際社会で生き残っていくために、日本の公認会計士は自己の監査技術のレベルアップ・職業倫理研修として CPE 制度を位置づけていかなければならないと思う。

#### 引用・参考文献

- 1) Grace W. Weinstein, The Bottom Line INSIDE ACCOUNTING TODAY, 1987  
渡辺政宏 [1996] 訳 『アメリカ会計士事情』日本経済新聞社
- 2) Code of Ethics for Professional Accountants, 国際会計士連盟 [1992]、『職業会計士の倫理規定』
- 3) E. John Larsen [1994], "Ethical Issues in Advanced Accounting," Modern Advanced Accounting sixth edition, Mc Graw - Hill, Inc.
- 4) Accountancy [1998], "Auditors face first shareholder action in Japan," Journal of Accountancy, July
- 5) 鳥羽至英 [1994] 『監査基準の基礎 [第 2 版]』白桃書房
- 6) 中地 宏 [1993] 「アメリカの会計教育改善をめぐる - AICPA の動きに光をあてながら『企業会計』 Vol. 45 No. 1
- 7) 滝田輝巳 [1996] 「継続的会計専門家教育の模索と展望」日本会計研究学会第 45 回関西西部会報告(神戸学院大学)、『企業会計』 Vol. 48 No. 8
- 8) 『JICPA ジャーナル [1997-7]』 No. 504
- 9) 『JICPA ジャーナル [1998-4]』 No. 513
- 10) 『JICPA ジャーナル [1998-8]』 No. 517
- 11) 『JICPA ジャーナル [1998-9]』 No. 518
- 12) 吉盛一郎 [1998] 「会計監査と企業倫理・職業倫理」『九州経済学会年報』第 36 集